

## 1. 基本理念

本校は、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識に立ち、全ての児童が安心して学習や活動に取り組める環境を構築する。

未然防止 : 自己肯定感を高め、他者を尊重する心を育てる。

早期発見 : 些細な変化を見逃さず、迅速に対応する。

組織的対応 : 担任一人に抱え込ませず、学校全体で解決を図る。

## 2. いじめの定義と認識

定義 : 当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該児童が心身の苦痛を感じているもの。

認識 : いじめは「どの子にも、どのクラスにも起こりうる」という認識を徹底し、些細な兆候も見逃さない。

## 3. 学校の設置する組織（いじめ防止対策委員会）

いじめの防止、早期発見、対応を行う中核組織として設置する。

構成員 : 校長、教頭、教務主任、指導部長、養護教諭、スクールカウンセラー、学級担任等関係する教職員（必要に応じて）。

役割 : ①4月基本方針の見直し  
②いじめアンケートの分析（年3回）  
③いじめの疑いに関する情報の共有と事実確認  
④いじめ解消に向けた指導・支援計画の立案

## 4. 未然防止と早期発見の具体的取組

未然防止 : ①児童会活動による自主的な啓発活動の奨励  
②児童一人ひとりが「居場所」を感じられる学級経営  
③自己肯定感を高める授業づくりと道徳教育の充実  
④情報モラル教育推進（SNS等の適切な利用）

早期発見 : ①アンケートと個人面談の実施（年3回）  
②教職員による「些細な変化」の記録と共有  
③SOSの出し方指導、子どもたちが自ら助けを求められるよう相談窓口を周知

## 5. いじめへの対処フロー

いじめを確認、または疑いがある場合は以下のステップを進める。

ステップ	対応内容
① 事実確認	複数の教員で、被害児童・加害児童・周囲の児童から聞き取りを行う。
② 被害児童の保護	物理的・心理的な安全を最優先で確保する。
③ 加害児童への指導	いじめ行為に至った背景にある課題を受け止めたうえで毅然とした指導を行い、いじめはどんな理由があっても許されないことを理解させる。保護者への協力要請。
④ 関係修復・見守り	謝罪等関係修復の支援や、その後の経過を継続的に観察する。

## 6. 重大事態への対応

「30日欠席」や「心身への深刻な被害」が疑われる場合は、直ちに教育委員会へ報告し、以下の措置をとる。

- ① 重大事態調査委員会の設置。
- ② 事実関係の徹底解明と、被害児童・保護者への情報提供。

## 7. 保護者・地域との連携

PTA との意見交換：学校の現状を共有し、家庭での見守りを依頼する。

情報発信：学校便りやホームページで、学校の方針を明確に示す。  
(毎年4月に基本方針を見直し、全教職員で共有する)

## 8. 保護者への説明・情報共有の徹底

事案が発生した際、保護者との信頼関係を損なわないための基本動作を定める。

- 迅速な第一報：事実の全容が判明する前であっても、認知した当日中に被害・加害両保護者へ連絡する。
- 事実の客観的提示：感情的な議論を避け、聞き取りメモや客観的事実に基づいた説明を行う。
- 被害者への寄り添い：被害保護者の要望（謝罪の有無、接触の可否など）を最優先に確認し、意向に沿った調整を行う。
- 加害側への指導依頼：糾弾するだけでなく、再発防止に向けた家庭での指導を具体的に依頼する。

## 9. インターネット・SNS 上のいじめへの対応

ネット上のいじめは「見えにくい」「拡散が早い」「証拠が消えやすい」という特性を踏まえた対応をとります。

証拠の確保：児童・保護者に対し、書き込み内容のスクリーンショットや保存を指導する。

即時削除の依頼：プロバイダや SNS 運営会社への削除依頼を保護者と協力して行う。

情報モラル教育：SNS のリスクや法的責任について、児童・保護者を対象にした学習会の

実施や学校便り等での情報発信を行う。

夜間の端末利用：家庭でのルール作り（夜間はリビングに置く等）を保護者に啓発する。

## 10. 事態が収束しない場合の「踏み込んだ措置」

学校の指導に従わない、またはエスカレートする場合、以下の法的・行政的な手段を検討。

### ① 出席停止の措置（学校教育法第35条）

加害児童の行為により、他の児童が教育を受ける権利が著しく妨げられていると判断される場合、教育委員会と連携し、「出席停止（事実上の登校禁止）」を命じるよう進言する。

目的：被害児童の安全確保および、加害児童への反省の機会付与。

### ② 警察との連携（相談・通報）

以下の場合、教育委員会の指示を待たず、直ちに所轄警察署に通報・相談する。

犯罪行為の疑い：暴行、恐喝、器物損壊、強制わいせつ等。

生命の危険：刃物等の所持、自傷他害の恐れがある場合。

ネット犯罪：児童ポルノの拡散や名誉毀損が著しい場合。

### ③ 弁護士・外部専門家の活用

学校・教育委員会だけで解決が困難な場合、スクールロイヤー（弁護士）に助言を求め、法的観点から解決の出口を探る。

## 11. 対応の終結（収束）の定義

「いじめが止まった」と判断するのは、以下の2つの条件を満たし、少なくとも3ヶ月が経過した時点とする。

いじめ行為が止んでいること：被害児童に対する物理的・心理的攻撃が行われていない。

被害児童の心身の状態：被害児童が「心身の苦痛」を感じておらず、安心して登校できている（本人の申告を重視）。

## 12. 加害児童への聞き取りと事実確認の適正化

事実誤認による「こじれ」を防ぐため、以下の手順を徹底する。

複数教員による聞き取り：担任一人で行わず、学年主任や生徒指導主事など、客観的な視点を持つ複数の教員で対応する。

個別・同時並行の原則：口裏合わせを防ぐため、関係児童からは個別に、可能な限り同時並行で聞き取りを行う。

誘導尋問の排除：「やったんだろ？」といった決めつけを避け、児童が自分の言葉で語るのを待ち、時系列に沿って事実を記録する。

書面による記録：聞き取り内容は必ずその場で、または直後に記録（聞き取りメモ）を作成し、組織内で共有する。

弁明の機会の確保：加害側とされる児童にも言い分を聞く時間を十分に設け、納得感を高める。ただし、いじめの事実は毅然と認定する。

### 13. 加害児童への指導と継続的フォロー

「一度注意して終わり」にせず、行動が変容するまで粘り強く指導する。

行為の非を明確にする：「相手が嫌がっているからやめなさい」ではなく、「本校の決まり、および法律に反する許されない行為である」と、行為そのものの悪質さを指導する。

背景の把握：加害児童自身が抱えるストレスや家庭環境、過去の被害経験などが背景にないか、スクールカウンセラーと連携して分析する（指導と支援の両輪）。

再発防止の誓約：指導した内容と、今後同様のことが起きた場合の措置（出席停止の検討等）について、児童および保護者と共有する。

### 14. 加害側保護者への説明と協力要請

加害保護者の「否認」や「逆上」による停滞を防ぐ。

「いじめの定義」の再確認：加害側が「ふざけていただけ」と主張しても、法律上の定義（被害者が苦痛を感じていること）を丁寧に説明し、学校としての認定を伝える。

家庭での指導の具体化：単に「叱ってください」ではなく「スマホの使用制限」「放課後の過ごし方の見直し」など、具体的な行動制限を提案・合意する。

経過報告の義務化：指導後も、学校での様子を定期的に保護者へ連絡し、家庭と学校で「見守りの目」を一致させる。

### 15. 事態がこじれた際の「セカンドオピニオン」体制

学校内の調査に限界を感じた場合や、保護者との間に埋めがたい溝ができた場合は、速やかに以下の外部リソースを導入する。

教育委員会（指導主事）の介入：調査の進め方について直接指導を仰ぐ。

スクールロイヤーの助言：聞き取りの手順や、保護者への説明内容に法的不備がないかチェックを受ける。第三者委員会の早期検討：学校の調査に納得が得られない場合、速やかに第三者による客観的な調査へ移行することを検討する。